第１表

６東久南町小第２２１号
令 和 ７ 年 ２ 月 ２ ０ 日

東久留米市教育委員会殿

学校名　東久留米市立南町小学校
校長名　臼　　井　　美　　佳

令和７年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第２０条により、学校教育法施行規則第１３８条の規定に基づく特別支援学級（知的固定）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

１　教育目標

⑴　学校の教育目標

法規に定められた教育の目的・目標を受け、都・市の目標に即し、児童が生涯にわたって主体的に学ぶ力を付けるため、豊かな人間性と、心身の調和のとれた児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

○　よく考える子　　◎　心豊かな子　　○　じょうぶな子

児童一人一人が個性の違う他者を認め、主体的に行動する力を育む。そのために、自ら考え判断し、伝え合いながら学ぶ活動を重視する。今年度は特に、自他の良さや違いを認め合い、自分や友達を大切にする児童の育成に主眼を置き、「心の豊かな子」を重点目標に定め、その具現化に努める。

⑵　特別支援学級の教育目標

○　自分で考え行動できる子
◎　友達と仲良くし助け合える子
○　自分のことは自分でできる子
○　心身共に健康で元気な子

⑶　学校、学級の教育目標 を達成するための基本方針

Ⅰ　人権尊重の精神の滋養と健やかな心と体の育成

１．人権尊重の理念に基づき、全ての教育活動を通して「個性を認め合う教育の涵養」を図る。人権尊重教育（人権教育の推進、自己肯定感・自己有用感の醸成）の充実を図る。また、学年行事や授業等で通常の学級や自閉症・情緒障害特別支援学級との交流及び授業の指導に関するユニバーサルデザイン化を推進し、特別支援教育の充実に努める。

２．「生涯にわたって育む健やかな体づくり」のために、個々の児童の運動特性を把握し、体力や運動能力の現状を踏まえて体力向上に向けて意図的・継続的・計画的な指導を行う。

Ⅱ　人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

１．「確かな学力の育成」のために、一人１台端末やその他のＩＣＴ機器を活用した教材や学習活動を取り入れ、個の実態に応じた指導を計画し、児童の特性や興味・関心に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

２．「国際社会の担い手を育む教育の推進」のために、外国語活動（英語活動）では、発音や実際の場面を想定したコミュニケーションについて、ＡＬＴと担任が連携することにより、場に応じた「自分の思いや考えを表現できる」児童の育成に努め、グローバル社会を意識できる人材を育成する。

Ⅲ　時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

１．「持続可能な指導体制の整備」のために、主任教諭等による月１～２回のＯＪＴ研修を中心に、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。各々の経験を活かし、若手教諭の育成に努め、教員の資質・能力の向上を図る。

２．「質の高い教育の基盤となる環境の整備」のために、ＩＣＴ環境の整備を行う。ＩＣＴ推進委員を中心に、個の実態に応じた系統的な指導を計画し、一人１台端末の効果的な活用事例を共有できるように研修の場を設ける。

第２表の１

学校名　東久留米市立南町小学校（知的障害特別支援学級）

２　指導の重点

⑴　各教科、特別の教科　道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア　各教科

(ｱ)学習や生活の基本となる国語の「聞く・話す・書く・読む」の力を向上させるために、各教科等を関連させながら系統的に授業を行う。

(ｲ)児童の課題や単元の内容に応じた多様な集団をつくり、学び合いを重視した指導を行う。

(ｳ)児童の実態に応じた教材・教具の工夫や、ＩＣＴ機器や一人１台端末の活用をし、ＩＣＴ教育推進リーダーを仲介として外部人材を活用しながら、学びを深める授業を行う。

(ｴ)多様な行事や豊かな体験的学習の中で、教科で身に付けた力を実生活で生かす経験をさせ、人との豊かな関わりを通して実践力の育成を図る。

(ｵ) 学校図書館全体計画及び運営計画に基づき、学校図書館司書を活用した読書活動の推進を図るとともに、読み聞かせや読書の時間を活用して、主体的・意欲的な読書活動を推進する。

(ｶ) 学習に見通しをもたせ、既習事項を生かしたり問題意識をもたせたりしながら、すすんで考え、知識を深める授業を展開する。

(ｷ) 小・中学校の連携を深めるために中学校と学期に１回以上は情報交換や授業参観をして、学校間の交流を図るとともに、教職員の共通理解に基づいた学習指導及び生活指導の充実を目指した取組を行う。

(ｸ) 保護者への生活アンケートの結果や宿泊学習の健康カードを活用して、自分の心や体に目を向けさせ、健康な体づくりを意識させるとともに、各教科等の学習を関連付けながら、自立に向けて健康で安全に生活することができる実践力を培う指導を充実させる。

(ｹ) ＡＬＴを授業の様々な場面で活用して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ、児童の発達段階に応じた言語活動の充実を図る。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国の文化に触れさせたり体験させたりしながら、グローバル社会を意識できる人材を育成する。

イ　特別の教科　道徳

(ｱ) 道徳教育推進教員を中心として、児童一人一人が主体的に考える道徳教育を推進していく。また、自信や自己肯定感を高めるために、学習のめあてや個人のめあてを設定し、丁寧に評価する。併せて、道徳授業地区公開講座では、地域住民・保護者と共に道徳教育の充実を図る。

ウ　総合的な学習の時間

(ｱ)植物の栽培や宿泊行事の事前学習を通して、身に付けさせた知識や技能、思考、判断等を生かし、自ら課題を見付けたり、役割分担を選んだりできるように支援をしながら、主体的に学ぼうとする意欲や態度を養う。

(ｲ) 地域の特色を生かした探究的な学習「ミラくる（未来☆くるめ学習）」の実施に向けて教育活動協力者の活用や交流及び共同学習を進め、児童が主体的に判断し解決しようとする意欲を高めるとともに、「探究する力」「創造する力」「共に生きる力」を育てる。

エ　特別活動

(ｱ)班活動や学級会、学年ごとでの話合い活動を通して自己表現や自己決定の力を育て、人間関係を深め主体的に考え行動できる児童の育成に努める。

(ｲ)学校行事やクラブ・委員会等の活動を通して通常の学級との交流を図り、望ましい人間関係を築き、学校生活をより豊かにしようとする態度を育てる。

(ｳ)学級活動の時間を中心に「キャリア・パスポート」を活用し、児童一人一人のよさを発見し、児童が自身の変容や成長に気付き、自己肯定感を高め、目標をもてるようにする。

⑵　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア　各教科等で「主体的に学び、自分の思いを進んで表現できる子供の育成」を重点とし、対話を通して表現力を身に付けさせる。

イ　一人１台端末を適切に活用し、一斉指導と個別でのＩＣＴを最適に組み合わせ、個の実態を踏まえて支援し、児童が主体的に学習に取り組めるようにする。

ウ　生活単元学習を通して、目標や課題の選択や決定をしたり、自立に必要な事柄や技術を身に付けられるような体験的学習を行ったりする。身近な生活から問題を取り上げ、観察したり調べたりそれらを伝え合ったりすることを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をすることで授業改善に取り組む。

第２表の２

学校名　東久留米市立南町小学校（知的障害特別支援学級）

(3) 生活指導・進路指導

ア　生活指導

(ｱ) 学校生活支援シートに基づき、将来にわたって切れ目なく適切な支援を受けられるよう、関係機関や保護者との連携に努める。児童の実態に基づいた個別指導計画を作成し、目標と内容、手だて、評価を明確にしながら学校生活全体で自立に向けた指導を充実させ、地域に根ざした豊かな生活を営むことができる力を育成する。

(ｲ) 「外遊び」を奨励し、運動の日常化を推進するとともに、学校のきまりを継続して指導し、基本的生活習慣を身に付けさせる。

(ｳ) いじめに関する児童の実態調査を毎学期１回実施し、「いじめ問題対策委員会」を中心に組織的に未然防止・早期発見や早期対応に努め、「いじめ」の根絶を図る。

(ｴ) 不登校傾向の児童に関して未然防止のため、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター等と密に連携するとともに、不登校児童に対して個別支援シートを作成し、個々の児童の実態に応じたきめ細かな対応をしていく。

(ｵ) 警察と連携して、「セーフティ教室」を実施し、事件・事故等から自分を守る意識や技能を高める。「ＳＯＳの出し方に関する教育」を第６学年に位置付け、悩みを抱えたときに助けを求める指導を行う。学校薬剤師との連携や外部講師を招いての「薬物乱用防止教室」及び「がん教育」を実施し、健康や安全についての理解を深めさせる。

(ｶ) 安全教育計画を基に交通安全教室や、自転車の安全な乗り方の指導、ＳＮＳを正しく活用するための情報モラル教育を適切に行うとともに、あらゆる想定による防災避難訓練及び不審者対応訓練を充実させて、児童が自ら危険を回避する基本的な能力や、緊急災害時における基本的な行動を身に付けさせる。

(ｷ) 特別支援教育コーディネーターと連携し、校内委員会を活用して学校全体で指導を考えたり共通理解を図って対応したりする。

(ｸ) 全校朝会や学級指導での講話等を通して、本校で大切にしている「一人一人に自分のよさを実感させる」姿勢でお互いの違いを認め合い、相手の立場になって考えることができる児童の育成に努め、偏見や差別を許さない学級風土を創出していく。

イ　進路指導

(ｱ) 保護者との相談、関係諸機関との連絡を密にして、児童一人一人の障害の特性や実態に応じて、より適切な進路選択ができるように指導の充実を図る。

(ｲ) キャリア教育の視点に立ち、全教育活動を通して児童一人一人が自己理解を深め、すすんでめあてや役割分担を選択することができるように育成する。

(4)　教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項

(ｱ) 個に応じた指導を充実させるため、個別指導計画に基づき段階的な指導を行うとともに、様々な人との関わりを通して学び合いを深めるため、個と集団のつながりに配慮しながら様々な学習集団を形成する。

(ｲ) 通常の学級や自閉症・情緒障害特別支援学級との交流及び共同学習の機会を通して、共に学び共に生きる力の育成に努める。学校評価の結果を踏まえ、「一人一人に自分のよさを実感させる」ことを通して、互いのよさを認め合える態度を育てる指導を行う。

(ｳ) 季節の行事や宿泊行事、校外学習を通して、豊かな経験と生活に生かす力を育てる。

(ｴ) 市内の特別支援学級や地域の特別支援学校との交流活動を、自立に向けて地域の中での関わりを広げることを目的として設定する。

(ｵ) 保護者会・個人面談・学級便り・日々の連絡帳・個別指導計画等を通して、常に保護者と情報交換や意思疎通を行い、児童や指導・支援についての相互理解を深めていく。

(ｶ) 食への興味・関心を高め、よりよい食習慣を身に付けさせることを目指し、野菜を育て収穫する学習や調理活動を通して、食育を推進する。

(ｷ) 歯科校医と連携し、虫歯ゼロを目指して歯科保健指導を実施し、歯・口の健康維持に努めさせる。

(ｸ) 「学校２０２０レガシー」として、パラスポーツのボッチャ等を通して、パラスポーツの理解促進及び普及を図り、性別や年齢、国籍等問わず互いを理解・尊重しながら生涯スポーツを楽しむ心情を育てる。

(ｹ) 保護者と教職員の会の協力を得て、通学路の危険個所を幅広く情報収集するとともに、東久留米市学務課、田無警察署、とも連携を図ることで環境を改善し、児童の通学路の安全を確保する。